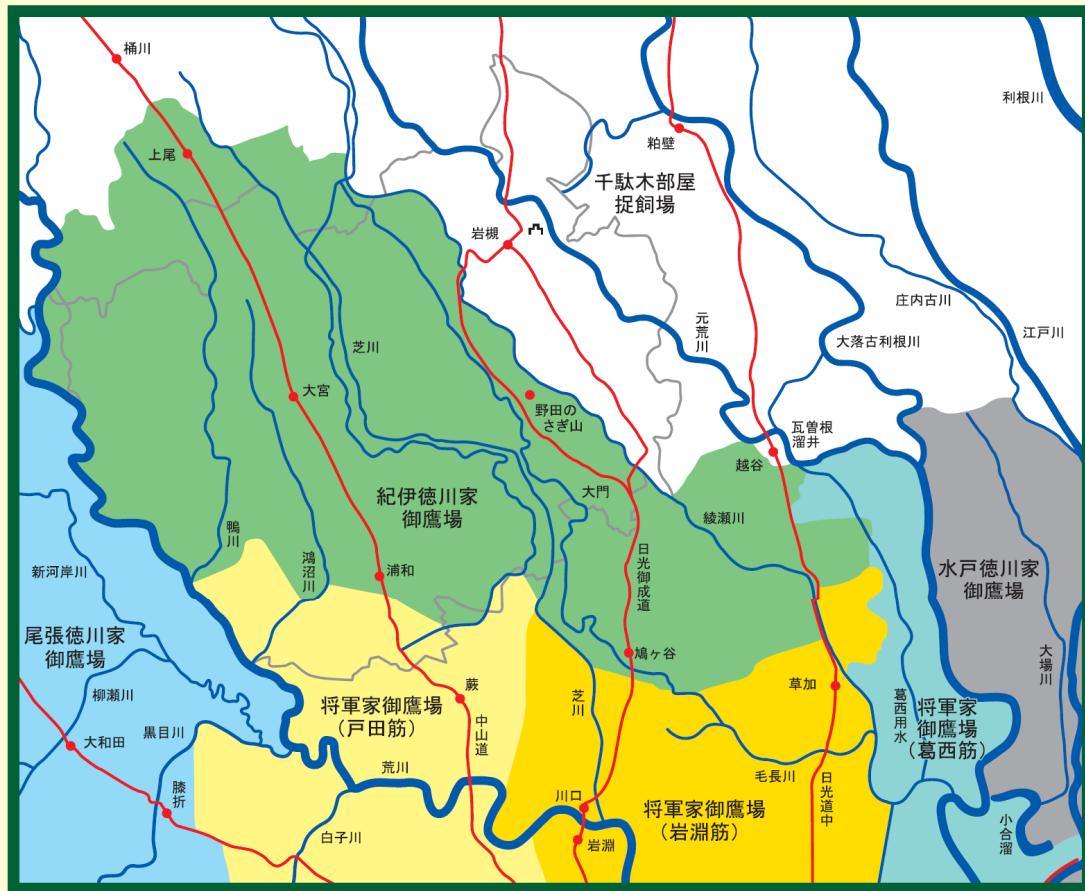


平成 23 年 10 月 4 日～12 月 11 日

さいたま市周辺の
御鷹場
(江戸時代後期)



【凡例】
—●— 街道と宿場
— 主な河川
□ 現在のさいたま市域

【鷹場の区域】
■ 紀伊徳川家御鷹場
■ 水戸徳川家御鷹場
■ 尾張徳川家御鷹場
□ 千駄木部屋捉飼場
■ 将軍家御鷹場(葛西筋)
■ 将軍家御鷹場(岩淵筋)
■ 将軍家御鷹場(戸田筋)

0 5 km

「江戸近郊御鷹場絵図」(国立公文書館)、「葛西筋御鷹場絵図」(国立公文書館)、「紀州御鷹場村絵図」(金田家文書・埼玉県立文書館寄託)により作図

「御鷹場」は、将軍や大名が鷹狩りなどを行うため、獲物となる野生動物をとることを禁じた区域のことです。初代将軍家康、二代将軍秀忠は、関東の各地で好んで鷹狩りを行い、寛永5年(1628年)には、江戸を中心とした約5里(約20km)四方の範囲などを、正式に将軍家専用の御鷹場としました。寛永10年には、徳川御三家(尾張・紀伊・水戸)に、将軍家御鷹場の外側の地域を鷹場として与えました。現在のさいたま市域の大半は、このとき紀伊徳川家の御鷹場(「紀州御鷹場」と呼ばれた)になりました。

鷹場では、従来からの大名や旗本、寺社などの領主による支配のほかに、さらに鷹場領主による支配を受けました。幕府や御三家が任命した「鳥見役」が各地に置かれ、野鳥の繁殖状況の調査、密猟の摘発などの任にあたりました。生活においても、例えば野鳥を驚かすようなかかしの設置が禁止されるなど、様々な制約がありました。

五代将軍綱吉の時代には、「生類憐れみ」の考えに基づき鷹狩りはいったん廃止されましたが、八代将軍吉宗が制度を復活させ、江戸の周辺は再び将軍家御鷹場(御拳場とも呼ぶ)及び御三家の御鷹場になりました。将軍家御鷹場は方面ごとに「筋」に分けられ、それぞれ鳥見役が置かれました。また、御三家御鷹場よりも外側、江戸からおよそ10里(約40km)四方などの地域は、将軍家に仕える鷹匠が、鷹の訓練を行ったり餌を獲ったりするための「捉飼場」に指定され、御鷹場と同様の規制が行われました。